

宮内庁契約監視委員会 第2回会議 議事概要

開催日及び場所	平成20年6月12日(木) 宮内庁第一会議室	
委員	委員長 大森政輔(弁護士) 委員 船渡享向(独立行政法人国際協力機構 監事) 委員 友永道子(新日本監査法人代表社員 公認会計士)	
会議概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 宮内庁契約監視委員会運営要綱改正案について 2. 平成19年度契約全般について 3. 友永抽出委員より抽出結果報告 4. 抽出議案概要説明 5. 抽出議案審議 	
審議対象期間	平成19年10月1日～平成20年3月31日	
抽出案件	7	
一般競争入札	2	
最低価格落札方式	2	<p>契約件名： 和船の購入 11隻</p> <p>契約相手方： オクムラボート販売株式会社</p> <p>契約金額： 3,444,000円</p> <p>契約締結日： 平成19年12月14日</p> <hr/> <p>契約件名： 携帯音声ガイド</p> <p>契約相手方： 日本ビクター株式会社</p> <p>契約金額： 1,611,750円</p> <p>契約締結日： 平成20年3月3日</p>
総合評価落札方式	0	

指名競争入札	1	
最低価格落札方式	1	<p>契約件名： 皇居百人番所前道路改修ほか工事</p> <p>契約相手方： 大成ロテック株式会社関東支社</p> <p>契約金額： 97,650,000円</p> <p>契約締結日： 平成19年12月7日</p>
総合評価落札方式	0	
随意契約	4	
公募型方式	1	<p>契約件名： 皇居西地区伝統的木造建築物第1回詳細調査診断業務</p> <p>契約相手方： 財団法人建築保全センター</p> <p>契約金額： 19,425,000円</p> <p>契約締結日： 平成20年1月10日</p>
企画競争方式	0	
不落・不調随意契約	1	<p>契約件名： 皇居養蚕所屋根改修ほか工事</p> <p>契約相手方： 塚本建設株式会社</p> <p>契約金額： 66,150,000円</p> <p>契約締結日： 平成19年12月11日</p>
特命随意契約	2	<p>契約件名： 秋篠宮邸各所改修工事</p> <p>契約相手方： 清水建設株式会社</p> <p>契約金額： 3,780,000円</p> <p>契約締結日： 平成20年1月28日</p> <p>契約件名： 御贈進品の購入 1個</p> <p>契約相手方： 非公表</p> <p>契約金額： 3,465,000円</p> <p>契約締結日： 平成20年3月4日</p>

<p>委員からの意見・質問, それに対する回答等</p>	<p>○競争入札において十分な競争性を確保するためには, 参加資格条件を適正に設定する必要がある。できるだけ幅広い入札参加者を得ることを旨として, 引き続き適正な参加資格条件の設定に努めるべきである。</p> <p>○一般に, 落札率(予定価格に対する落札金額)が100%に近いような案件においては, 競争性を阻害するような何らかの問題が潜在している場合もあり得る。したがって, 案件の抽出にあたっては, 落札率にも十分に注意を払い, 落札率が特に高い案件も審理の重点項目のひとつとしたい。</p> <p>○その他, 詳細は別紙のとおり。</p>
<p>委員会による意見の具申 又は勧告の内容</p>	<p>特になし。</p>

- 次回の契約監視委員会の日程について
平成20年12月に開催予定とされた。

1. 一般競争入札の抽出案件

<p>(1) 和船の購入 11隻（最低価格落札方式）</p> <p>【契約の概要】</p> <p>宮内庁が管理する近畿地区における大規模な陵墓地のお堀の清掃等作業に使用するための和船を購入するもの。</p> <p>一般競争入札を実施の結果、「オクムラボート販売(株)」が落札した。</p>	
<p>(2) 携帯音声ガイドの購入（最低価格落札方式） ※応札者が1者の案件</p> <p>【契約の概要】</p> <p>宮内庁が管理する京都地区の御所・離宮において、外国人参観者のために、英語による解説を実施するための携帯音声ガイドを購入するもの。</p> <p>すでに購入済みの桂離宮，修学院離宮に引き続き，今回は大宮・仙洞御所に配備するために購入したもの。</p> <p>一般競争入札を実施の結果、「日本ビクター(株)」が落札した。（1者の応札）</p>	
意見・質問	回答
<p>【2件に共通する事柄】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札公告の「競争参加資格」の中で、「近畿地域の競争参加資格を有する者」という条件を課している理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> すべて近畿地区内の施設であるため、アフターケアなどの利便性を考慮し、この地域に営業所が存在していることが必要と考えた。 また、短期間に効率よく調達したいという意味もある。
<p>【(2) 携帯音声ガイドについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場調査により、当初から条件を満たす者が1者しかないと分かっていた案件だが、一般競争になじむのか。 今後も一般競争入札とするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 市場調査の方法に問題があったかもしれないが、調べた限りでは1者しか見つからなかった。 しかしながら、随意契約の見直し、一般競争入札の推進という観点から、競争参加資格の範囲をできる限り拡大し、入札を募ったところであるが、結果的に1者のみの応札であったもの。 現在は英語専用のガイドであるが、近年、アジア地域からの観光客が増えており、そうしたニーズへの対応も必要になると思われる。 また、今回はすでに購入済みの機器と同機種、同性能のものを求めたものであるが、今後、そうした制限を見直せば市場を広げることができるかもしれない。 今後はこれらのことを考え合わせ、一般競争入札とすかどうか検討することとしたい。

2. 指名競争入札の抽出案件

(1) 皇居百人番所前道路改修ほか工事（最低価格落札方式）

【契約の概要】

皇居の東側地区にある「百人番所」周辺の道路が経年劣化につき、全面改修工事を行い、また、それに伴い機械設備・電気設備等改修工事を併せて行うもの。

10者による指名競争入札を予定したところ、そのうち6者が辞退。残る4者による競争入札実施の結果、「大成ロテック（株）関東支社」が落札した。

意見・質問	回 答
<p>・本工事の競争参加資格を持つ者はどのくらいあるのか。</p> <p>・その中から、この10者を指名した基準はなにか。</p> <p>・そのうち6者が辞退したのはどういう理由と考えるか。</p> <p>・（そのような手法は）一般競争入札へ至る過程と考えてよいか。</p>	<p>・本工事は、旧防衛施設庁の公共工事等競争参加資格者名簿において、「A」等級に該当する者を対象としているが、これには2101社が該当していた。</p> <p>・工事箇所周辺は一般開放区域であり、これまでこの区域での工事は、宮内庁での工事实績のある者を選定して、指名競争入札を行っているところであるが、今後は一般競争入札へ移行する計画である。</p> <p>一般競争入札を行うと、宮内庁での工事实績のない者との契約となる可能性もあるので、今回はそのための準備段階と位置づけた。</p> <p>具体的には、競争参加資格者名簿の「A」等級のうち、宮内庁で過去5年間の工事实績のある者を除外して、工事实績のない者のうち、点数の上位から順に10者を指名したものである。</p> <p>・このように、宮内庁での工事实績のない者ばかりであることが辞退に繋がったのではないかと推測している。</p> <p>・そのとおり。今後、段階的に取り入れていき、可能なものから順次一般競争入札へ移行していきたい。</p>

3. 随意契約の抽出案件 ①

(1) 皇居西地区伝統的木造建築物第1回詳細調査診断業務（公募型方式）

【契約の概要】

皇室用財産総合耐震劣化調査計画の一環として、明治大正期に建築された皇居内西地区の伝統的木造建築物について、施設維持保全に必要な資料を得るため、詳細な実測調査・劣化調査・耐震診断などを実施するもの。

本業務は、伝統的木造建築物の総合的保全技術に関する広範、かつ、専門的知識を必要とするため、本業務の実施を希望する参加意思確認書の提出を招請する公募を実施し、宮内庁の定める応募要件を満たした者がいない場合は、本業務に求められる技術力や実績等を満たす「(財)建築保全センター」を契約の相手方とする予定としていた。

公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、(財)建築保全センターと随意契約を締結したものの

意見・質問	回 答
<p>・公募の要件として、「平成14年4月1日以降に、1,000㎡以上の伝統的木造建築物に関する実測調査図面作成の業務等に携わった実績を有すること」という条件を課しているのはどういう理由か。</p> <p>・伝統的木造建築物の調査などは、一般的にも滅多にあるものではないので、実績ある業者が多くあるとは思えない。</p> <p>そんな中で、前記以外にも技術力や業務執行体制に関する要件など、様々な条件を設定しており、限定しすぎているのではないか。</p>	<p>・平成14年以降というのは、(本件は平成19年の契約であるので)「過去5年間」の実績を有することを求めたもの。このことについて明文規定等はないが、宮内庁では最近5年間程度の実績を求めることが通例となっている。</p> <p>また、1,000㎡以上という条件については、今回対象となる建築物の面積の合計が約800㎡であり、明治大正期の建築物で容積も大きいことから、これを要件とした。</p> <p>・ご指摘のとおり、このような業務の専門業者はもともと少なく、さらに条件を限定してしまうと、間口を閉ざしているのではないかという印象を持たれかねない。今後はそういったことをよく検討していきたい。</p>

3. 随意契約の抽出案件 ②

(2) 皇居養蚕所屋根改修ほか工事（不調・不落随意契約）

【契約の概要】

皇居内の御養蚕所において、屋根の葺替えを始めとする改修工事を行うもの。

本工事は、皇族方が御使用になる施設の工事であるため、宮内庁での同種の工事实績を有する者を複数指名して競争入札を実施することとしたもの。

8者を選定して指名競争入札を実施したところ、2者が応札したが、落札者がなく、再度の入札でうち1者が辞退。その結果、最終的に「塚本建設（株）」を除き、7者が辞退することとなったため、同社と随意契約を締結することとしたもの。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・（業者を指名するに当たり）予定価格の金額では、競争参加資格等級上「C」等級に該当する契約であるが、上位の「B」等級だけではなく、下位の「D」等級まで資格範囲を広げて指名しているのは何故か。 ・（結果的に10者に足らず、辞退者も多いことから）最上位の「A」等級に属する技術力の高い業者を指名から排除する必要があったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な事業であるため、「C」等級に属する者のうち、（宮内庁での工事实績を有する）該当する者が少ない（2者）ことから、「B」等級（4者）及び「D」等級（2者）に範囲を広げて、計8者を指名したもの。 指名競争入札の場合、なるべく10者を選定したいという考えがあり、範囲を広げることとした。 ・「A」等級に属する者は大企業であるので、「中小企業対策（国の機関が中小企業の受注の機会を増やそうとするもの）」という主旨もある。 また、できるだけ同規模の者同士で競争してもらうことが公平で妥当だと考えている。 今回は「C」等級に該当する者が少なかつたため、上下の等級に範囲を広げたものだが、できるだけ同じ等級で競争するという方法を踏襲していきたい。

3. 随意契約の抽出案件 ③

(3) 秋篠宮邸各所改修工事（特命随意契約）

【契約の概要】

赤坂御用地内の秋篠宮邸各所の改修及び修繕工事を行うもの。

本工事は、皇族方のお住まいという特別な地域であり、御生活に直接関わる場所であることから、様々な制約の下で確実に施工する必要があり、また、既存施設との意匠の整合性も求められる工事である。

こうした条件を満たすためには当施設の形状等を熟知したものに施工させる必要があり、当施設の新築及び増築・改修工事を施工し、当施設を熟知する唯一の会社である「清水建設（株）」と随意契約を締結したものの。

(4) 御贈進品の購入（特命随意契約）

【契約の概要】

天皇皇后両陛下が外国元首に御贈進になる美術工芸品を購入するもの。

天皇皇后両陛下の外国御訪問に当たり、相手国側元首への御贈進品について、日本の伝統文化を紹介するにふさわしい美術工芸品を選定して購入するものであり、本作品は代替性がなく、契約の性質が競争を許さないため、随意契約を締結したものの（契約相手方は非公表）。

意見・質問	回 答
<p>【御贈進品について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間に何回か購入するのであろうが、選定方法あるいは調査範囲はあるのか。 ・(落札率100%の案件であるが) 予定価格はあつてないようなものと思うが、どのように算定しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・陶磁器や漆器など、日本の伝統文化を紹介するにふさわしい作品と考えているので、全国規模で開催される展覧会の入選者の方々の作品などが多い。 また、これまで納入されている業者等からの推薦を受けることもある。 ・この作品の価格については、上記展覧会主催者にも照会して適正な価格を参考にしてはいるが、購入価格については作家との直接交渉になるため、落札率が100%になる。